

郵便料金計器の賃貸借仕様書

1 件名

郵便料金計器の賃貸借

2 納入機器

品名・規格・仕様等	・ SendPro MailCenter3000 Type 1 (ピツニーボウズ社製郵便料金計器) ・ バーコードリーダー ・ 納入設置インストラクション	1 式
-----------	--	-----

3 賃貸借対象金額

6, 546, 000円 (消費税及び地方消費税を含まず)

4 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで (5年・60箇月)

5 納入期限

令和8年6月30日

6 納入場所

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所4階 総務課

7 代金支払い先

株式会社スカイビジネス 代表取締役 仲 照男

川越市四都野台2-6 TEL049-246-3223

8 撤去費用等

期間満了後の物品の撤去に関する費用は当該入札落札者の負担とし、受け渡し場所は物件の納入場所とする。また、借入期間中の固定資産税については当該入札落札者の負担とする。

9 賃貸借支払い方法

月末に請求を受け、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

10 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ1箇月の貸出料(保守料なし)を記載するものとする。

11 その他の特記事項

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降は歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約を解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

- (2) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者はこの契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (3) 賃貸借契約期間満了後も、引き続き賃貸借契約を更新することも可とし、賃貸借契約期間満了時に協議することとする。
- (4) 本仕様書は、郵便料金計器の賃貸借について大要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。また、上記以外の事項で本仕様書に疑義が生じた場合には、協議の上決定するものとする。

問い合わせ

川越市総務部総務課 文書担当

電話 049-224-5550（直通）

FAX 049-225-2895（共通）